

第 30 号

平成 30 年 10 月 23 日(火)

教育情報紙

発行：島根県教育委員会
(教育指導課)

TEL：0852-22-5421

Mail：shidou@pref.shimane.lg.jp

2つの人材育成基本方針

～「学び続ける教職員」を支援します～

教育庁学校企画課長 福間 俊行

島根県教育委員会は、「島根の子どもたちに身に付けてもらいたい力」を、変化の激しい社会の中で生き抜いていく力、言い換えれば、「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答のない課題にも粘り強く向かっていく力」と示しています。変化の激しい社会を生き抜いていく人材を育成していくためには、教職員自身が時代や社会、環境の変化を的確につかみ取り、その時々状況に応じた適切な学びを提供していくことが求められます。そのためには、常に探究心や学び続ける意欲を持つことがきわめて大切です。

一方、学校を取り巻く課題は多岐にわたります。いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や貧困・児童虐待などの課題のある家庭への対応、キャリア教育・進路指導への対応、保護者や地域との協力、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた教育活動の推進、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた児童生徒等への対応、学校安全への対応、幼小接続をはじめとした学校間連携の推進など、教育課題を挙げればきりがありません。これらすべての課題に一人に対応することが困難なことは明らかです。

そのため、教職員は多種多様な課題等に対応できる力量を高めていく必要があるとともに、「チーム学校」の考えの下、チームの一員として組織的・協働的に諸課題の解決のために取り組むための資質・能力も向上させることが求められます。また、これからの学校が、子どもの学びと成長の場であるとともに、地域コミュニティの拠点として、地域の将来の担い手育成の役割を果たしていくことが求められている中、地域社会と連携・協働する力、地域課題解決に資する教育活動を展開していく力が求められます。学校事務職員においては、学校教育法の一部改正によって職務規定が見直され、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められます。

かつては、学校現場における実践の中で、先輩教職員から若手教職員へと知識・技能が伝えられることで資質・能力の向上が図られるという側面が強くありました。しかしながら、大量退職・大量採用や教職員定数の変動等による影響で、島根県においても教職員の年齢構成は不均衡なものになっており、かつてのような方法で資質能力を向上させることは難しくなっています。

以上のような状況を踏まえ、今年2月、「島根県公立学校教育職員人材育成基本方針」を改訂するとともに、「島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針」を新たに策定しました。

それぞれの基本方針には、方針の基本的な考え方として次のような注意書きが書かれています。

人材育成基本方針は、島根県の教育職員・学校事務職員に伸びてほしい方向性や、そのための研修の目安として定めたものです。決して業務上のノルマや評価のモノサシを示したものではありません。

島根県教育委員会は、学校や市町村教育委員会との連携を図りながら、自己の資質・能力の向上を目指して努力を続ける教職員を支援するため、基本方針に基づいた取組を進めていきます。

幼児教育センターについて

教育庁教育指導課幼児教育スタッフ企画幹

佐藤 淳

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、近年、その充実を求める社会的要請が強くなっています。

例えば、右の研究などが有名です。（ジェームズ・J・ヘックマン 幼児教育の経済学 東洋経済出版社 2015年より）

他にも OECD の調査研究などで幼児期の教育が生涯に大きく影響することが学術的にも認められました。※1 幼児教育の中では「遊び込むことは学び込むこと」「幼児教育は後伸びする子を育てる」といった言葉で象徴される部分です。

このような中、島根県では、島根の子どもたちの幼児教育の充実・推進を図るために平成30年4月に幼児教育センターを開設しました。

この幼児教育センターは、保育教諭や幼稚園教諭、保育士等の資質や園・所の教育力の向上に向けた県の支援体制の強化を図り、就学前の子どもたちが、新要領・指針※2や「しまねっこすくすくプラン」・「しまね教育ビジョン21」などに基づく質の高い幼児教育を受けられるようにすることを目的としています。

島根県だけではありませんが、幼児教育施設※3には認定こども園・幼稚園・保育所があり、それぞれ公立私立があります。国の担当は、内閣府・文部科学省・厚生労働省、県の担当は教育委員会・健康福祉部・・・というようにきわめて複雑です。この他にも、地域型保育事業の施設もあります。

島根県では、その総数はおよそ400施設となります。県内の小学校は、およそ200ですので2倍の施設があり、県内のほとんどの子どもが幼児教育施設を卒園して小学校に入学します。その園所では幼児や地域の実態に応じた教育が行われています。

教科書のような主たる教材を使用しない幼児教育は、一見すると多種多様な取組が行われているように見えるかもしれませんが、当然ながら国の基準である要領・指針に基づいた保育が行われています。この要領・指針は、現在3・4・5歳児については、ほぼ同じねらい・内容となっています。つまり、一見すると違って思えても、どの施設でも同じねらいをもって教育が行われているわけです。

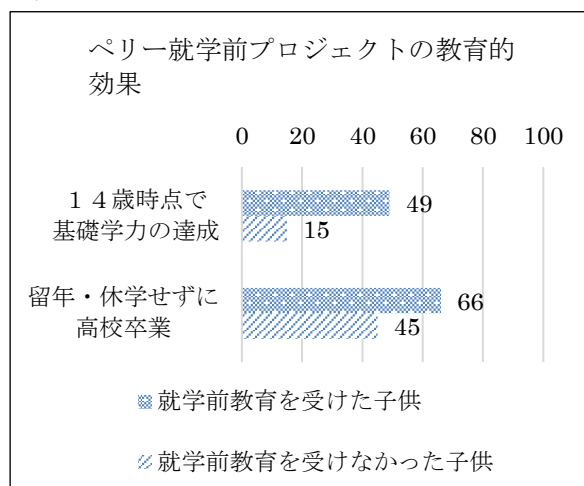
そのねらいを、例えば幼稚園教育要領は次のように書いています。（他の要領・指針も同様）

幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

幼児教育で育みたい資質・能力が学校教育法の学力の3要素と同様に記述されており、小学校以降の学力の基礎を幼児教育で育成することを明示しています。

とはいえ、小学校の準備教育というわけではありません。幼児期の知識及び技能の基礎は「感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする」ことなのです。思考力、判断力、表現力等の基礎は、「考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする」ことなのです。ここに幼児教育の特色があります。



各種の幼児教育施設における日々の遊びの中で子どもたちは「感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったり」「考えたり、試したり、工夫したり、表現したり」しています。

そして何より「学びに向かう力」を培っています。これらが小学校以降の基礎となるわけです。なお、この「学びに向かう力」という言葉は、新学習指導要領等で登場したわけですが、もともとは幼児教育で使われた言葉なのだそうです。島根県のいう「学ぶ力」とも近い概念です。

どのような学校種でも、質の高い教育を求める道には限りがありません。幼児教育センターとしては、実際に保育の現場を訪問して各園所で行われている優れた実践、特色ある取組を収集・集約・研究し、現場に還元していくことを通して、施設種を超えた「島根らしい幼児教育」「質の高い幼児教育」がすべての幼児教育施設で行われるよう取り組んでいきます。何より、現場の研修の支援を中心に活動してまいります。ありがたいことにたくさんの要請をいただき、訪問等の延べ回数は、これまでに90を超えました。それでも4分の1弱ですが。

現在「島根らしい幼児教育」の実現のために、先日9月4日を皮切りに「幼児教育振興プログラム（仮称）策定ワーキンググループ会議」という有識者による会議も開始しました。平成31年度中には、審議をとりまとめ、すべての幼児教育に関わる方の拠り所となるようなプログラムとして幼児教育施設や小学校等にお届けする予定です。この会議の概要など幼児教育に関する情報などを以下のホームページに掲載しますので、ぜひご覧ください。

<http://eio-shimane.jp/educational-shimane/youzikyoku/>

では、その幼児教育センターは、どこにあるのかと思われた方もいらっしゃるかもしれません。実は建物はありませんし、県庁内にまとまった部屋があるわけでもありません。より身近な所から幼児教育施設を支援するために、松江・浜田の教育事務所と本庁の教育委員会・健康福祉部に職員を配置しています。※4スタッフには、幼児教育担当指導主事、幼児教育アドバイザー、社会教育主事等を配置し、幼児教育施設からの要請に応じて訪問させていただく形で活動しています。

ところで、小学校の先生方、幼児教育センターは小学校も訪問対象としています。新学習指導要領では学校間の円滑な接続を重視しており、幼小の接続も重要です。（幼小と書くのは幼児教育と小学校教育の意。保育所等も当然この中に入ります）各小学校では、今年度4月から小学校学習指導要領総則の記載に基づきスタートカリキュラムを作成実施されたことと思います。このスタートカリキュラムの作成・改善について、またその中心となる生活科の授業研究等についても要請に基づいて訪問させていただきますので、是非ご活用ください。（申請用紙は上記HPにあります。FAX一枚で伺います。）

今回の学習指導要領等の改訂にあたって幼小の円滑な接続の推進のために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されました。これは、「第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである」とされ、5歳児の到達目標ではないことに留意が必要です。ちなみにこの姿、幼児教育施設では知らない人がいない用語です。幼児教育施設と小学校とがこの姿を手がかりに、育ってきた資質・能力を共有する際などに、ご活用ください。



わたしたち教員はどんなにその子が心配でも、ずっとその子についていくことはできません。バトンを次の指導者、次の学年、次の学校に渡していくこととなります。島根県幼児教育センターは、全ての幼児教育施設がその最初のバトンを力強くスタートさせ、大切にわたしていくことを支援する取組だと考えています。

なお、小学校以降の教員にとって、教科の枠組みがなく総合的な学習を行う点、学習意欲に支えられた主体的・対話的な学習が成立している点、指導と評価の一体化が進んでおり幼児の理解をもとに柔軟に指導を再構成していく点など幼児教育に学ぶ点は多々あるかと思えます。本誌をお読みいただいているみなさま、幼児教育にもご注目いただき、是非お近くの園所で行われている幼児教育を実際にご覧ください。様々な学びがあるはずですよ。

※1 ご興味をお持ちでしたら、「ヘックマン」「OECD 幼児教育」「スターティング ストロング」など検索してみてください。

※2 新要領指針 … 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」
「幼稚園教育要領」
「保育所保育指針」平成 29 年改正
幼児教育施設では平成 30 年度より全面实施

※3 保育所は保育を行う施設ですが、保育は「養護+教育」とされるので、全ての施設で幼児教育が行われることとなります。

※4

教育庁教育指導課	松江教育事務所	浜田教育事務所	健康福祉部 子ども子育て支援課
担当指導主事 2 名 社会教育主事 1 名	担当指導主事 1 名 幼児教育アドバイザー1 名 社会教育主事 1 名	担当指導主事 1 名 幼児教育アドバイザー1 名 社会教育主事 1 名	担当者 2 名
全体の統括 研修の企画 幼児教育振興プログラム (仮称) について	隠岐・松江・出雲教育 事務所管内担当	浜田・益田教育事務所 管内担当	幼児教育振興プログラム (仮称) について
Te10852-22-6867 Fax0852-22-6026	Te10852-32-5792 Fax0852-32-5770	Te10855-29-5790 Fax0855-29-5710	Te10852-22-5244 Fax0852-22-6124